6/1から 景観法に基づく届出制度が2地区でスタート

市民・事業者・行政が協働して松山らしい景観を守り育てるため、景観法に基づく松山市景観計画を策定しました。適用は6月1日からです。

景観計画区域内は、建築などの行為について着手の30日前までに景観法に基づく届け出が必要となる場合があります。

【届け出先】
都市開発課(市役所本館7階)

【景観計画の対象区域】
市役所前榎町通り景観計画区域(左上図1)・道後温泉本館周辺景観計画区域(下図2)

【届け出に関する留意事項(経過措置)】
〈6月1日～7月1日までに着手予定の場合〉
●現行の都市景観条例の大規模行為に該当する行為は、5月31日までに現行の都市景観条例に基づく届け出が必要です。なお着手できるのは届け出後30日以降です
●景観法に基づく届け出対象行為のうち、現行の都市景観条例の大規模行為に該当しないものは、経過措置として届け出は不要です

〈7月2日以降に着手予定の場合〉
●届け出対象行為は、着手する日の30日前までに届け出が必要です。届け出は6月1日(火)から受け付けます。未届などの場合は罰則があります。様式および内容は市ホームページをご覧ください

お問い合わせは、都市開発課☎948-6848・FAX934-1807へ

図1 市役所前榎町通り景観計画区域

図2 道後温泉本館周辺景観計画区域

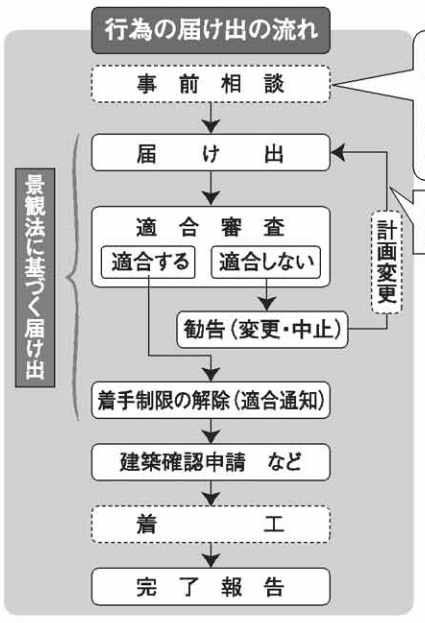

かがやき松山大賞

第5回日本イベント大賞
大賞 NPO法人 俳句甲子園実行委員会

第5回日本イベント大賞において、大賞を受賞したNPO法人俳句甲子園実行委員会に3月31日、かがやき松山大賞が贈られました。同実行委員会の岡本治会長(写真右から2人目)は「今後は47都道府県の代表チームで競う〝甲子園〟に発展させたい」と抱負を語りました。

節水型都市づくり表彰

大規模雨水タンクで節水対策

本市の進める節水型都市づくりに貢献した大進建設㈱に3月25日、節水型都市づくりの表彰状が贈られました。表彰対象は同社が建築したマンションで、約72立方㍍の雨水貯留施設を設置し、散水などに利用。同社の兵頭好喜代表取締役は「松山の水不足解消に今後も貢献したい」と話しました。

表彰状を受け取る兵頭代表取締役(左)

中小企業への融資制度

信用保証料を市が負担

500万円までの貸し付け

市では金融機関、県信用保証協会と協力して、市内の中小企業や個人事業主を対象に、運転資金や設備資金などの融資制度を実施しています。

【融資内容】下表のとおり。貸付金500万円までの信用保証料は市が負担します

【対象】市内在住の個人事業主、市内に本店を有する法人で中小企業者

【申し込み先】取り扱い金融機関(伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫)の窓口で申し込みください。貸し付けにあたり金融機関と県信用保証協会の審査があります

【注意事項】
●融資利率は金融情勢により変動することがありますので、申込時に確認してください
●連帯保証人は原則、個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ必要です
●必要と認めた場合は、担保を徴求します
●振興資金と緊急経営資金の併用はできません
●経営安定化資金は、振興資金または緊急経営資金との合計融資残高が1000万円を超える利用はできません

【融資制度一覧】

制度	資金使途	融資限度額	融資期間	年利率	返済方法
振興資金	運転・設備	500万円	5年以内	1.65%	2ヵ月以内据え置き可 月賦均等償還
緊急経営資金	運転	1,000万円	6年以内	1.65%	12ヵ月以内据え置き可 月賦均等償還
経営安定化資金	運転	1,000万円	7年以内	1.55% または 1.65%	12ヵ月以内据え置き可 月賦均等償還
設備近代化資金	設備	1,000万円	7年以内	1.65%	6ヵ月以内据え置き可 月賦均等償還
短期資金	運転	300万円	5ヵ月以内	1.45%	原則として分割償還

お問い合わせは、地域経済課☎948-6399・FAX934-1844へ

市政スポット

北部地域の防災拠点が完成

本市北部地域の消防防災活動の拠点施設が、市中央消防署城北支署庁舎(馬木町)に完成し3月29日、落成式がありました。事務所棟や災害時の救援物資の備蓄倉庫、地震災害訓練場などが整備され、式の後、高度救急隊や地元自主防災組織などが被災者を救出する訓練を披露しました。

ミュージカル「正岡子規」開幕

坊っちゃん劇場(東温市)で上演されている本市出身の俳人・正岡子規が主人公のミュージカル「正岡子規」。開幕前の3月30日、脚本・演出を手掛けたジェームス三木さんや出演者らが同劇場で会見を開き、中村市長は「ミュージカルとドラマ『坂の上の雲』の相乗効果で観光客の一層の増加を図りたい」と話しました。

防犯標語下敷きを贈呈

松山東・西・南地区防犯協会から4月2日、市内小学校の新入学児童に防犯を呼び掛ける下敷きが贈呈されました。知らない人に付いて「イカ」ないなどの注意事項が「イカのおすし」の標語とイラストで掲載されており、潮見小の桑原花実さん、久枝小の中村太一くん、久米小の小野山光祐くんが代表で受け取りました。

消費生活センター開設

消費生活に関する相談や啓発を行う「消費生活センター」を市役所本館1階市民相談課内に開設しました。相談時間は月～金曜日の8時30分～12時と13～16時。予約不要。相談用の個室もあります。また毎週土曜日も13～16時に、いよてつ髙島屋7階市民サービスセンター内で消費生活相談を実施しています。